

亀山市告示第59号

亀山市住宅取得支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

平成31年4月8日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市住宅取得支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、居住誘導区域内に新たに住宅を取得し、当該住宅に転居する者に対し補助金を交付することにより、居住誘導区域における定住を促し、中心市街地の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 居住誘導区域 亀山市立地適正化計画に定める居住誘導区域をいう。

(2) 住宅 一戸建ての住宅をいう。ただし、相続、贈与その他取得対価を伴わない事由により取得したものを除く。

(3) 新築住宅 次の条件を満たす住宅をいう。

ア 建築の日から1年を経過していないこと。

イ 居住の用に供されたことがないこと。

ウ 既存の建物（居住の用に供する建物に限る。）の取壊しを伴わないこと。

エ 建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項又は同法第7条の2第5項の検査済証の交付を受けていること。

(3) 中古住宅 建築の日から1年を経過している住宅又は居住の用に供されたことがある住宅をいう。

(補助金の名称)

第3条 この告示により交付する補助金の名称は、亀山市住宅取得

支援事業補助金（以下「補助金」という。）という。

（補助金の交付対象者）

第4条 補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる条件を満たす者（個人に限る。）とする。

- （1）平成31年4月1日以降に居住誘導区域内の住宅を取得し、当該取得した住宅（以下「補助対象住宅」という。）を住所として定めていること。
- （2）居住誘導区域外からの転居であること。
- （3）補助対象住宅の取得の日又は補助対象住宅に住所を定めた日のいずれか遅い日（以下「基準日」という。）から5年以上継続して補助対象住宅に居住する意思を示していること。
- （4）基準日から6月以内に補助金の交付申請を行うこと。
- （5）補助対象住宅が共有名義である場合にあっては、持分割合が最も多い者であること。ただし、最も多い者が複数ある場合にあっては、これらの者のうちいずれかのものが補助金の交付を受けていないこと。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、市町村税又は次の各号のいずれかの市の歳入を滞納している者を補助金の交付対象者としないうことができる。

- （1）亀山市立保育所利用者負担額等の徴収に関する条例（平成27年亀山市条例第1号）亀山市認定こども園条例（平成27年亀山市条例第30号）に規定する利用者負担額等
- （2）亀山市農業集落排水処理施設条例（平成17年亀山市条例124号）に規定する使用料
- （3）亀山市営住宅条例（平成17年亀山市条例第135号）に規定する家賃
- （4）亀山市公共下水道条例（平成17年亀山市条例第131号）に規定する使用料
- （5）亀山市公共下水道事業受益者負担に関する条例（平成18年亀山市条例第34号）に規定する負担金等

(6) 亀山市立幼稚園利用者負担額の徴収に関する条例（平成27年亀山市条例第2号）に規定する利用者負担額
（補助金の額）

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

(1) 新築住宅を取得する場合 建築価額（建売住宅にあつては購入価額とし、付随する土地（平成31年4月1日以後に購入した土地に限る。次号において同じ。）の購入価額を含む。以下この号において同じ。）に100分の1を乗じて得た額に相当する額（20万円を超える場合は、20万円）。ただし、基準日において補助対象者の世帯に同居の中学生以下の子どもがいる場合は、当該額に建築価額の1,000分の5を乗じて得た額に相当する額（10万円を超える場合は、10万円）を加算する。

(2) 中古住宅を取得する場合 購入価格（付随する土地の購入価額を含む。以下この号において同じ。）に100分の1を乗じて得た額に相当する額（10万円を超える場合は、10万円）。ただし、基準日において補助対象者の世帯に同居の中学生以下の子どもがいる場合は、当該額に購入価格の1,000分の5を乗じて得た額に相当する額（5万円を超える場合は、5万円）を加算する。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、亀山市住宅取得支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に、誓約書（様式第2号）その他の必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（その他）

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成31年4月8日から施行する。

亀山市長 様

申請者
住 所
氏 名
電話番号

印

亀山市住宅取得支援事業補助金交付申請書

亀山市住宅取得支援事業補助金の交付を受けたいので、亀山市住宅取得支援事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

なお、亀山市住宅取得支援事業補助金交付要綱第4条に定める補助対象者及び第5条に定める補助金額を確認するために市が住民基本台帳、固定資産課税台帳、建築確認申請等について照合を行うことに同意します。

記

1. 補助申請額	円
2. 転居前の住所	
3. 補助対象住宅の所在地	
4. 区 分	新築 ・ 中古
5. 建築価額又は購入価額	【新築住宅】 ・ 建築価額 (円) ※建売住宅にあつては、購入価額 【中古住宅】 ・ 購入価格 (円)
6. 補助対象住宅の所有者	(住所) _____ (氏名) _____ (持分 _____)
7. 補助対象住宅の取得日	年 月 日取得
8. 添付書類	(共通) ・ 住民票（補助対象住宅に住所を定めたことがわかるもの）の写し ・ 建物の登記事項証明書の写し ・ 土地の登記事項証明書の写し（土地を購入した場合に限る。） ・ 誓約書（様式第2号） (新築住宅の場合) ・ 工事請負契約書と支払額が確認できる書類の写し ・ 売買契約書と支払額が確認できる書類の写し（土地を購入した場合に限る。） ・ 検査済証 (建売住宅の場合) ・ 売買契約書と支払額が確認できる書類の写し ・ 検査済証 (中古住宅の場合) ・ 売買契約書と支払額が確認できる書類の写し

年 月 日

亀山市長 様

住 所
氏 名
電話番号

印

誓約書

私は、亀山市住宅取得支援事業補助金交付要綱第6条の規定により補助金の交付を申請するに当たり、亀山市住宅取得支援事業補助金交付申請書に記載の補助対象住宅の取得日又は当該補助対象住宅に住所を定めた日のいずれか遅い日から5年以上継続して当該補助対象住宅に住所を定め、生活の本拠地とすることを誓約します。

なお、5年に満たずに当該補助対象住宅から転居することとなった場合は、交付された補助金の全額を市へ返還します。